

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジブチ	ジブチ・ラジオ・テレビ放送局番組ソフト整備計画の贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文	ジブチ・ラジオ・テレビ放送局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	44900千円 H29.5.31まで	H27.3.23 ジブチで (同日)	日本側 西岡淳在ジブチ大使 ジブチ側 ヲハムツト・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣	H27.4.7 114号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。